



政府統計

報道関係者 各位

令和2年10月30日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 角井 伸一

室長補佐 小野 雄一

就労条件係 (内線 7639・7638)

(代表電話) 03-5253-1111

(直通電話) 03-3595-3147

令和2年「就労条件総合調査」の結果を公表します

厚生労働省では、このほど、令和2年「就労条件総合調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

「就労条件総合調査」は、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的としています。対象は、常用労働者30人以上の民間企業で、このうち6,406社を抽出して令和2年1月1日現在の状況等について1月に調査を行い、4,191社から有効回答を得ました。

【調査結果のポイント】

1 年次有給休暇の取得状況 (平成31年・令和元年 (又は平成30会計年度))

年間の年次有給休暇の労働者1人平均付与日数 18.0日 (前年調査18.0日)

うち、平均取得日数 10.1日 (同9.4日) [昭和59年以降過去最多]

平均取得率 56.3% (同52.4%) [昭和59年以降過去最高]

【6頁・第5表】

2 勤務間インターバル制度の導入状況 (令和2年1月1日現在)

勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合

「導入している」企業 (企業規模計) 4.2% (前年調査3.7%)

(1,000人以上) 11.2% (同8.3%)

(300~999人) 7.9% (同4.4%)

「導入を予定又は検討している」企業 15.9% (同15.3%)

【10頁・第13表】

※ 勤務間インターバル制度とは、平成31年4月より、働き方改革関連法に基づき定められた制度で、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息时间 (インターバル) を確保する仕組みになります。

詳細は、別添概況をご参照ください。